

件名	情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例
主管課	財政課
根拠法令等	地方自治法第100条第15項
<p>【制定の概要】</p> <p>1 制定理由</p> <p>議会における情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。</p>	
施行日	令和6年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	